

CISG と国際私法の適用関係に関する統一적アプローチの可能性

国際契約法制部会 金彦叔（中央大学）

国際物品売買契約に関する国際連合条約(以下、CISG)は、UNIDROIT 作成の 1964 年ハーグ国際物品売買についての統一法に関する条約及びハーグ国際物品売買契約の成立についての統一法に関する条約と異なり、国際私法を完全排除していない(CISG1 条(1)(b)、7条(2))。このことが何を意味するかについては様々な意見があるところではあるが、統一法条約と法廷地国際私法との適用関係を考えるうえで、一つの解釈の手がかりを提供していると言える。

まず、適用範囲に関する CISG 第 1 条をみると、取引の当事者の営業所が異なる国にある場合は、1 条(1)(a)により、両国が締約国であれば、CISG が適用され、1 条(1)(b)により、国際私法によって導かれる準拠法所属国が締約国であれば、CISG が適用される(この1条(1)(a)と(b)は同列・択一的な関係にある)。後者の 1 条(1)(b)が何を意味するかについては、見解が分かれているものの、通常国際私法ルールに基づく準拠法決定との関係で考えると、1 条(1)(b)により導かれる CISG とは、準拠法所属国の国内法としての CISG ということになる。日本のように、CISG が自動執行性を有する条約として国内法の一部として直接適用されている国が準拠法所属国である場合は、その国の法の一部として CISG が適用される。もし、準拠法所属国が CISG を国内法化している国であれば、その国内法化した CISG が適用されることになる。これに対して、1 条(1)(a)により適用される CISG は、条約としての CISG そのものであるとされるが、CISG の統一적解釈のためには(7条(1))、1 条(1)により適用される CISG の意味を明確にする必要がある。また、7 条(2)と関連して、同一事案において、条約が規律する部分、規律しない部分、規律する部分であるが同条約が明示的に解決していない部分に適用される規範を考える際に、同一事案における準拠法分断による解釈の相違や法廷地法に引き寄せた解釈が生じないような工夫が必要である。

本報告では、実質法統一条約(統一私法)の代表格である CISG と法廷地国際私法との適用関係に関する統一적アプローチの可能性について論ずる。CISG と国際私法に関するこれまでの議論を踏まえ、CISG の国際私法上の意義を再確認し、両者の適用関係を明確にしていきたい。特に本報告では、条約の遵守義務との関係で法廷地が締約国か非締約国(仲裁廷も含む)かに分けて 1 条(1)の構造を分析し、国際私法の観点から CISG 適用の統一적運用が可能か検討する。また、同一事案における契約条項、CISG 規定、国際私法ルールにより導かれた準拠法との適用関係を明確にし、同一事案における準拠法分断による解釈の相違や法廷地法に引き寄せた解釈にならないように試みる。最後は、これらの CISG での議論を踏まえ、実質法的統一条約と法廷地国際私法との適用関係における国際私法の役割を再確認したい。

「イングランド及びコモンウェルス諸国に於ける『コモンロー』とアメリカ法に於ける『コモンロー』の分岐と現代」

要旨:

2025年に第二次トランプ政権が誕生して以降、アメリカ合衆国は独自路線を鮮明にしつつある。たとえば、ハーバード大学における留学生の事実上の受け入れ停止や、国際取引に関するものとしては、関税率の引き上げ（2025年7月時点）などが顕著な例である。こうした政治情勢を背景に、公法学的にも政治学的にも「アメリカ合衆国」は大きな転機を迎えている。他方で、学界では、こうした状況に対して、（コモンローの国際的地位に反して、一見して、）私法秩序への影響に対する危惧やその関心は低いように見える。

しかし、アメリカ合衆国各州におけるコモンローは、第二次トランプ政権以前から、イングランドやその（米国を除く）旧植民地、所謂「コモンウェルス」地域のコモンローに比して、屢々政策的影響を強く受ける。具体的に、古くはリステートメント運動やUCCによるルウェリン的自由法学の継受に始まり、Tort of bad faith breach of contractによる契約責任の不法行為化（及び懲罰的損害賠償の適用）、あるいは、不法行為分野では、環境法に関して Market share liability といった政策的法理は枚挙に暇がない。他方で、コモンウェルス地域においては、persuasive authority としての判例の相互参照により、各地域の特質を反映しつつも、一定の定式が見られる（この点、拙稿「コモンウェルス・コモンローに於ける相互参照機能に関する一考察～統一私法の検討への一助として～」国際商事法務 51 巻 7 号 976-983 頁を参照）。

そこで、本稿の構成と目的は以下の通りである。アメリカ合衆国各地域の「コモンロー」の状況と、イングランド含むコモンウェルス各地域のコモンローの「分岐」の「これまで」を論じた後、第二次トランプ政権前後に於ける「現代」の「分岐」の可能性について論じたい。そこで、国際取引（国際契約）の視点から見た各国の緊張関係の整理を行うことにより、現代国際取引の円滑化への一助としたい。

国際取引法学会 中間報告会 報告概要 「データ化社会の貨幣消滅論に関する一考察」

国際契約法制部会（IT 法部門）

久保田隆

「貨幣消滅論」が注目されている。AI の発展に伴い、様々な事象がデータ化されると、将来、①「一物一価」よりも「一物多価」が主流となって貨幣が消滅し、②金銭的価値を表象する「貨幣」に代わり、金銭的価値に加えて評判や道德遵守を加味したデータ（「個人スコア」）が取引手段となる「社会信用システム」が到来する。さらに、③人間には理解できずコンピュータだけが理解できるブラックボックス化された貨幣が出現すると予想するもので、成田祐輔＝イェール大学准教授やハラリ＝ヘブライ大学教授の議論などが該当する。

そこで本稿は、①の貨幣消滅論に関する考察を深めるため、貨幣に関する経済学の教科書の説明の修正を試みたい。すなわち、貨幣の基本認識を巡り、貨幣の起源や機能に関する経済学の教科書的説明が近年批判され、見直しが迫られている点を確認し、「一物一価」に関する世間的な誤解を正した上で、貨幣消滅論の射程を改めて考えることとしたい。

詳細は、国際商事法務 2025 年 8 月号に掲載したが、以下のような論述過程を経て、貨幣消滅論の射程を検討することとしたい。

【本報告の構成】

1. 貨幣の起源を巡る定説の問題点

(1) 商品貨幣説と信用貨幣説

商品貨幣説（通説）：貨幣は元々、物々交換の不便さを解消するために発展したとする考え方で、原始社会では物々交換が行われていたが、交換の「二重の欲求の一致」が困難なため、交換の媒介として価値のある財（貝殻、金銀など）が自然に選ばれ、徐々に貨幣となったとする学説。アダム・スミスらが提唱。貝貨などが実例で金本位制の導入に影響した。

信用貨幣説：貨幣は、負債（信用・債務関係）の記録として成立したとする学説。紀元前 3000 年頃の楔形文字記録などが実例で中央銀行制度や不換紙幣の仕組みの導入に影響した。

(2) 商品貨幣説に立つ貨幣消滅論の検討例（斎藤賢爾＝早大教授）の課題

2. 貨幣の三機能（①価値の保存（財産の蓄積）、②交換の媒介（取引の手段）、③価値の尺度（物の値段の単位））を巡る定説の問題点

3. 一物一価と一物多価

(1) 既に共存する一物一価と一物多価

(2) データ化で何れに収斂するか

(3) 一物多価は貨幣の価値尺度機能衰退に繋がるか

4. 結論：AI が発展しデータ化が進行した未来でも、「交換手段や取引手段」としての貨幣の形態は変わり得る（例：現金の消滅、データによる支払）としても、「負債の記録」を本質とする貨幣の価値尺度機能は消滅しないと考える。

以上